

7. 最近の動向

1. ブッシュ政権の学生支援政策

本節ではアメリカ合衆国 第 43 代大統領ジョージ W. ブッシュ (任期 2001 年 1 月 20 日-2009 年 1 月 20 日) 政権下の学生支援政策について取り上げる。ブッシュ政権第一期の教育政策は初等中等教育法を改正する「一人の子どもも落ちこぼさない (置き去りにしない) 法律」(No Child Left Behind Act of 2001, Public Law 107-110) が 2002 年 1 月に連邦議会で承認されるなど、初等中等教育改革が中心であった。しかし、第二期が開始した 2005 年に教育長官マーガレット・スペリングスによって「高等教育の将来に関する委員会」(Commission on the Future of Higher Education) が設置され、また同時期に連邦教育ローンプログラムをめぐる様々な問題が噴出したりしたことから、高等教育政策の見直しが積極的に行われた時期であった。

ブッシュ政権期に制定された主な高等教育関係の法律は以下のとおりである⁴⁷。

2002 年 The Higher Education Relief Opportunities for Students Act of 2001 (Public Law 107-122) 2001 年の 9.11 同時多発テロによる被害学生・家族に対する奨学金返還免除(waiver)。

Established fixed interest rates for student and parent borrowers (Public Law 107-139) 連邦教育ローンプログラムへの固定金利導入

2003 年 The Higher Education Relief Opportunities for Students Act of 2003 (Public Law 108-76) 戦争や国家非常事態に関連した活動を行った学生・家族に対する奨学金返還免除(waiver)。

2004 年 Taxpayer-Teacher Protection Act of 2004 (Public Law 108-409) 政府保証民間ローン (FFEL) のレンダーへの過度な特別補助金の支払いを一時停止。また、数学、理科、特別支援教育などの教師として貧困地区の学校で 5 年間勤務した者に対する連邦教育ローンの一部返還免除。

2005 年 Student Grant Hurricane and Disaster Relief Act (Public Law 109-67) ハリケーンや災害にあった学生の救済

2006 年 Higher Education Reconciliation Act of 2005 (Public Law 109-171) 1965 年高等教育法の Title IV に規定されている学生への経済的支援プログラムの様々な修正の実施

⁴⁷ National Center for Education Statistics (2008) *Digest of Education Statistics 2008*, pp.534-535.

2007年 The College Cost Reduction and Access Act of 2007 (Public Law 110-84) 大学へのアクセス保障と費用負担を軽減するための連邦教育ローンの利率引き下げ, および1965年高等教育法の修正

Permanent extension of the Higher Education Relief Opportunities for Students Act of 2003 (HEROES Act) (Public Law 110-93) 2003年制定法の恒久的延長

2008年 Ensuring Continued Access to Student Loans Act of 2008 (Public Law 110-227) 厳しい金融市場において学生と保護者がローンを借りられるよう支援するため連邦教育省に対して様々な権限を付与

The Higher Education Opportunity Act (Public Law 110-315) 高等教育機会法による1965年高等教育法の改正を通じた授業料・奨学金制度の充実

スペリングス委員会報告

2005年9月19日, 連邦教育省教育長官マーガレット・スペリングスは教育長官直属の諮問委員会として「高等教育の将来に関する委員会」(Commission on the Future of Higher Education)を立ち上げた。委員会は高等教育に関する総合的な国家戦略を策定することを目的として設置されたものであり, 19人のメンバーで組織され, 通称スペリングス委員会と呼ばれた。本委員会は2006年9月26日に最終報告書「A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education」を発表した。報告書では高等教育の価値, アクセス, 費用とアフォーダビリティ, 経済支援, 学習, 透明性とアカウントビリティ, イノベーションの7点について検討結果がまとめられ, また, 提言として1)アクセスの向上, 2)学生経済支援制度改革, 3)高等教育の情報データベース構築, 4)特に科学・数学分野における新たな教授法, カリキュラム, 学習を改善するテクノロジーの開発推進, 5)生涯学習の推進, 6)国際競争における重要な分野への連邦財政支出の増加, が掲げられた。

特に学生支援については『現在の学生支援制度は混乱しており, 複雑で, 非効率で, 重複が多く, 真に援助を必要としている学生に対して支援が向けられていない』と述べられており(p.3), 具体的な問題点として以下の点が指摘された(p.11)。

- ・ 連邦政府による奨学金や税制上の優遇措置は少なくとも20ものプログラムが存在している。制度は複雑で, かなりの重複があり, 少数の専門家にしか理解できない。低所得層の学生はこの複雑さ故に大学への志願が妨げられている。
- ・ 一般家庭にとって, 連邦学生支援申請書(the Free Application for Federal Student Aid, 略称FAFSA)は連邦確定申告書よりも長く複雑である。さらに, 最も簡素な内国歳入庁(IRS)の納税申告書である「the 1040EZ」ではすでに連邦学生支援の受給資格を決定する重要なデータが収集されている。
- ・ 現行制度では大学初年度の受給可能額の情報が高校の最終学年の春まで提供されない。このことは家庭が計画を立てることを難しくし, 大学進学を妨げることにつながっている。
- ・ 学生経済支援諮問委員会(the Advisory Committee on Student Financial Assistance)の試算によれば21世紀初頭の10年間に経済的な障壁によっておよそ200万人の低所得・中所得層学生の大

学進学が妨げられている。また、カレッジボードの試算では私立大学のおよそ4分の3の学生が教育ローンの負債を抱えて卒業している。これに対して公立大学の学生は62%の学生が負債を抱えている。4年制大学卒業者の平均負債額は公立で15,500ドル、私立非営利で19,400ドルである。

- 成人の59%、大学生の保護者の63%が学生はあまりの多くの負債を背負って卒業していると考えている。一方、成人の80%は大学教育は過去より現在の方が重要性が増していると考えている。また3分の2は大学の学費負担は今日一層難しくなっていると考え、70%は将来さらに厳しいと考えている。

また、学生経済支援に関する提言として以下の内容が具体的に掲げられている。

- 連邦政府、州政府、大学はニードベースの学生支援を増やすこと。また、その達成を図るために現行の学生経済支援制度を戦略指向で結果重視型へと改革すること。また次の内容を盛り込むこと。1)進学困難な学生のアクセス増、2)経済的に困難な学生の残留率・卒業率の上昇、3)負債額の減少、4)授業料上昇の構造的誘因除去
- 連邦学生支援申請書 (FAFSA)の簡素化、および受給可能額情報提供の早期化
- 編入生・パートタイム学生への援助拡大
- 連邦給付奨学金の統合とペル奨学金の購買力の拡充（公立4年制・州内出身学生授業料の7割目標）、および大学の授業料高騰の抑制
- 連邦奨学金の管理コストの削減

さらに、高等教育の政策担当者および大学関係者に対しては大学レベルでコストを管理し、生産性を高め、高等教育の供給を増加させる新たな手段を開発することが要求されている。特にコストに関する部分は以下のとおりである。

- 州高等教育管理委員会および調整委員会(higher education governing boards and coordinating boards)は大学内部・外部のアカウンタビリティを確保する責任を負っており、高等教育機関と協力して教育の価格(prices)だけでなく費用(costs)に関する情報提供の改善を行うこと
- 高等教育機関は生産性と効率性を測定・改善する新たな業績ベンチマークの開発を通じてコスト管理の改善を行うべきである。
- 大学は編入学生の障壁を取り除き、学生一人当たり教育コストを低下させるべきである
- 州はアクセスを改善し、生産性を高め、コストを削減し、また教育の質を維持向上させた高等教育機関に対して財政上のインセンティブを与えるべきである。

なお、本報告書の発表後、2006年9月26日に連邦教育省は報告書の提言の実現に向けて具体的なアクションプランを発表している。

ローン・スキャンダルと規制強化

ブッシュ政権期の連邦学生支援政策において問題となりマスコミでも大きく取り上げられたのは連邦教育ローンプログラムをめぐる汚職であった⁴⁸。

(事例)

フロリダ国際大学・・・リストへの掲載の見返りに学生向け説明会開催，軽食提供，学生への電話連絡(2万人分)等を銀行に要求

コロンビア大学，南カリフォルニア大学，テキサス大学オースティン校・・・奨学金担当職員が Education Lending Group Inc.の株を保有

ジョンズホプキンス大学・・・奨学金担当職員が Student Loan Xpress からコンサルティング料を受領

大学職員がレンダーの advisory board 委員となるケース・・・旅費，食事，交遊費の提供。利益相反の可能性。

大学の作成するレンダーリストの問題・・・300もの大学で99%のローンが一つのレンダーから融資。大学によるレンダーリストの作成は高等教育法で認められているが，リストに1つ又は2つのレンダーだけしか掲載しない場合もあり，レンダーと大学の癒着の可能性が指摘される。

以上のようなケースが多く浮上し，マスコミを賑わせたため，連邦教育省は連邦教育ローンプログラムの管理体制を見直さざるを得なくなった。ニューヨーク州のアンドリュー・クオモ司法長官は2007年4月に連邦議会下院公聴会において調査結果に基づきながら連邦教育省の教育ローン監視体制の批判を行った⁴⁹。また，政府アカウントビリティ局(Government Accountability Office, GAO)も2007年7月の報告書において連邦の教育ローンの監視体制見直しを提言した⁵⁰。

その後，連邦教育省は2007年11月に監視体制の見直しを公表した。推奨レンダーリストには少なくとも3つ以上の機関を掲載し，掲載理由も明記すること，レンダーは大学に対する便宜の見返りとしてリストへの掲載を求めてはならないこと，レンダーはローン獲得を目的とした景品等の提供を行わないこと，といった内容が示され，高等教育法の改正による規制強化が行われることとなった。

⁴⁸ The Chronicle of Higher Education, "U.S. Officials Scrutinize Colleges' Deal With Lenders," April 6, 2007.

The Chronicle of Higher Education, "Student-Loan Investigation Sweeps Up More Colleges," April 20, 2007.

The Chronicle of Higher Education, "Cuomo Accuses Education Dept. of Lax Oversight of Lenders," May 4, 2007.

⁴⁹ クオモ司法長官による連邦議会下院教育労働委員会での証言(2007年4月25日)の内容は以下から入手できる(2009年9月現在)。

http://www.oag.state.ny.us/bureaus/legislative/pdfs/other_documents/House_Testimony.pdf

⁵⁰ U.S. Government Accountability Office, *Federal Family Education Loan Program: Increased Department of Education Oversight of Lender and School Activities Needed to Help Ensure Program Compliance*, GAO-07-750 July 31, 2007

大学費用削減とアクセス法 (The College Cost Reduction And Access Act, CCRAA)

2007年9月27日、大学費用削減とアクセス法 (The College Cost Reduction And Access Act) (CCRAA) (HR.2669, P.L.110-84) が成立した。この法律は、連邦政府による学生援助制度を見直すことで、学生が負担する大学費用を削減することを目指すものである。政府によると、この法律施行による連邦政府の学生援助額は、1944年の復員軍人援護法 (GI Bill) 以来の大規模なものである。ただしその原資は、政府保証民間ローン (FFEL) に関わる民間金融機関への補助削減により捻出されている。以下、内容と背景、影響について順に述べる。

(1) 内容

(i) 奨学金プログラムの整備・拡充

- ・ ペル奨学金の最高給付額を 4,310 ドルから段階的に引き上げ、2012-3年には 1,090 ドル増額し 5,400 ドルにする。
- ・ 高等教育法 (Higher Education Act) の授業料考慮 (tuition sensitivity) 項目を廃止し、授業料の安い教育機関の学生がペル奨学金を満額受け取れるようにする。
- ・ 教師教育支援奨学金 (Teacher Education Assistance for College and Higher Education Grants: TEACH Grants) を創設、将来の教師候補に対して年間最高額 4,000 ドルの奨学金を給付する。その代わりに学生は卒業後に 4 年間、指定学校で指定分野の教師を務めなくてはならない。

(ii) 連邦教育ローンの条件の変更

- ・ 利子補給付き Stafford ローンの金利を 6.8% から毎年段階的に引き下げ、2011 年 7 月からは 3.4% とする。
- ・ 兵役の場合にはローンの返還延期は 3 年までとする期限が撤廃され、復員後は 180 日間返還を延期できる。
- ・ 2009 年 7 月から所得連動型ローンの返還割合に上限を設け、借り手の可処分所得の 15%、あるいは貧困ラインの 150% を超える月額調整総所得の 15% を上限とする。返還を 25 年続ければ未払ローン残高の返還は免除される。

(iii) 政府保証民間ローン (FFEL) に関わる民間金融機関への補助削減

- ・ これまで教育省の要件を満たせば貸出金融機関が得られていた優秀実行者 (Exceptional Performer) のステータスを廃止する。
- ・ 債務不履行の場合、連邦政府が民間保証機関に支払う未払ローン残高の割合を 98% から 97% へ引き下げ、2012 年 10 月には 95% へ引き下げる。
- ・ 不良債権化した場合、連邦政府が債権回収機関に支払う回収成功報酬額を、回収額の 23% から 16% へ引き下げる。
- ・ ローン金利と貸出金融機関の調達金利との差額に損失が生じている場合に、連邦政府が付与する特別手当支払 (Special Allowance Payment: SAP) を、営利企業に対しては 55bp,

非営利企業に対しては 40bp 削減する。

- ・ 連邦政府が貸出金融機関に課すローン取扱手数料を、元本の 0.5% から 1.0% 相当額へ引き上げる。
- ・ 連邦政府が保証機関へ支払う口座維持料を、今後の新規ローンについては 0.1% から 0.06% に引き下げる。

(iv) ローンのリターン免除

債務不履行に陥っていない政府直接ローン (FDL) の借り手が、①所得連動型または 10 年返済計画に基づく通常型の返済方法で 120 回の月次返済をした場合、あるいは②公的サービス業に従事しており、公的サービスに従事している間に 120 回の返済をした場合は、未払ローン残高の返済は免除される。

(v) 連邦パーキング・ローンの返済延期

教育機関による連邦パーキング・ローンの返済回収期限を、2012 年 3 月末から同年 9 月末へ延長する。

(vi) ニード分析の見直し

- ・ 扶養学生、独立学生、既婚学生、配偶者以外に扶養家族のいる学生の所得保護控除額 (Income Protection Allowances) を 2012-13 学年度にかけて自動的に引き上げる。2012-13 学年度以降は、教育省長官が消費者物価指数と連動するよう金額を見直す。
- ・ (EFC が) 自動ゼロ (automatic zero) と見なされる世帯収入水準を 2 万ドルから 3 万ドルへ引き上げる。

(vii) 親ローン (PLUS) へのオークション制度の導入

政府保証民間ローン (FFEL) の PLUS に関して、オークション制度を 2009 年 7 月 1 日から導入する。導入前に教育省は、各州で試験的なオークションを実施する。貸出金融機関は PLUS をオリジネートする権利を得るため、必要な特別手当支払 (SAP) を競い、最も低い金額を提示した 2 社が州内の教育機関の全ての学生に対して 2 年間のローンをオリジネートする権利を得る。オークションは 2 年ごとに行われる。

(viii) 大学アクセス挑戦奨学金 (College Access Challenge Grants) の創設

これまで大学へのアクセスに関する情報や各種サービスが行き届かなかった学生に対し、大学へのアクセスや成功率を高められるようにする取組みに対して補助金 (6,600 万ドル) を交付する。

(2) 背景

この法律が導入された背景には、先にローン・スキャンダルと規制強化で指摘した貸出金融機関と大学の学生支援オフィスとの癒着問題への批判に加えて、政府保証民間ローン (FFEL) に関わる貸出金融機関に対する連邦政府補助への懐疑的な見方が挙げられる。政府保証民間ローン (FFEL) の場合、貸出金融機関に対してローン金利と調達金利との差額を補填し、学生が債務不履行に陥った場合には最終的に政府が保証する。そのため、政府は貸出金融機関や保証機関に対して、利益をある程度保証しリスクの大部分を肩代わりしていると思えることができる。

こうした仕組みは当初、未成熟の教育ローン市場に金融機関の参加を促すために導入されたのだが、既に市場が成熟した状況下では手厚い補助はもはや不要との見方も増えていた。2006年に行われた中間選挙では、民主党が学生の大学教育費負担削減を公約に掲げただけでなく、議会の超党派からも連邦教育ローンの改革案が出されるなど、学生援助制度の改革を求める機運は、党派を超えて高まっていた。

(3) 影響

この法律は、政府保証民間ローン(FFEL)に関わる貸出金融機関の収益に対して逆風となった。教育ローン業界の最大手である SLM Corp. (通称サリーメイ) は、同法の施行を受けて、今後5年間の基幹利益は毎年1.8~2.1%低下するとの見通しを発表した⁵¹。

またこの法律は、サリーメイの買収に名乗りを挙げていた投資家グループに、買収提案を撤回させる一因ともなった。同法が成立する約半年前(2007年4月16日)に、サリーメイは、J.C. Flowers & Co.が主導する投資家グループによる250億USドルでの買収に合意したと発表していた⁵²。この投資家グループとは、J.C. Flowers & Co., Friedman Fleisher & Lowe, Bank of America, JPMorgan Chaseである。買収完了時には、前者二社で50.2%、後者二社は24.9%ずつ保有する予定であり、買収側は株主に対して1株60ドル(買収観測報道前の価格に対して約50%プレミアム)を提示していた。この買収が提案された背景には、サリーメイの収益率の高さに加えて、潤沢な市場流動性や、ローン・スキャンダル等の影響で同社株価が低迷していたことが挙げられる。この買収は当初、2007年末までに成立すると見られていた。

しかし、2007年9月26日にサリーメイは、この買収手続き完了は困難であるとの通告を投資家グループから受けたことを明らかにした。投資家グループは、今回の法律施行や経済情勢の変化を理由に、買収手続き完了に必要な条件が揃わないとして2007年10月2日に新たな買収案⁵³を提案したが、サリーメイは当初条件通りの買収に応じるべきだとして交渉は纏れ、結局この買収案は不成立に終わることになった。

学生ローンへの継続的なアクセス補償法(Ensuring Continued Access to Student Loans Act of 2008, ECASLA)

2008年5月7日、教育ローンへの継続的なアクセス補償法(Ensuring Continued Access to Student Loans Act of 2008) (ECASLA) (H.R. 5715, P.L. 110-227)が成立した。この法律は、2007年以降のサブプライム問題や国際的な金融危機が教育ローン市場に及ぼした影響に対処し、適格な学生が連邦教育ローンにアクセスできるようにすることを目指すものである。以下、内容と背景、影響について順に述べる。

(1) 内容

(i) スタッフォードローンの上限引き上げ

⁵¹ http://www.salliemae.com/about/news_info/newsreleases/SLMstatement092607.htm 参照。

⁵² 詳細については宮本(2007b)(2007c)を参照。

⁵³ 現金支払分が20%減額され1株50ドルとするもので、代わりにサリーメイの業績次第では最大10ドル相当となるワラントが追加された。

- ・ 扶養学部学生に対する利子補給なしのスタッフオードロローンの年額上限を 2,000 ドル引き上げる。
 - ・ PLUS を利用できなかった親を持つ扶養学部学生に対する利子補給なしのスタッフオードロローンの年額上限を 2,000 ドル引き上げる。
 - ・ 扶養学部学生に対する利子補給なしのスタッフオードロローン合計限度額を 23,000 ドルから 31,000 ドルへ引き上げる。
 - ・ 独立学部学生に対する利子補給なしのスタッフオードロローン合計限度額を 46,000 ドルから 57,500 ドルへ引き上げる。
- (ii) PLUS の返還猶予
- ・ 両親は PLUS の返還を、学生（子）が少なくともハーフタイムの在籍を止めてから 6 ヶ月遅らせることができる。利息の支払いも毎月または毎四半期を選ぶことができる。
 - ・ 住宅や医療費の短期債務不履行以外に問題のない両親に対しては、PLUS を利用できるようにする特例を設ける。
- (iii) 最後の貸し手 (Lender-of-Last Resort: LLR) ローン強化
- ・ 教育省が LLR ローンを提供する機関を指定することができる。LLR ローンは、政府保証民間ローン(FFEL)の利用資格があるにもかかわらず利用できない緊急事態に対処するためのローンである。
 - ・ 実際のローン提供は州の指定保証機関が実施し、個々の学生や親の借り入れ能力を問わず、認定された教育機関に在籍する学生や親に対してローンを提供する⁵⁴。
 - ・ 教育省長官に、LLR ローンを利用できる教育機関を認定する権限を認める。
 - ・ 教育機関が LLR ローン利用対象校として認定されるためには、政府保証民間ローン(FFEL)を受給できない学生数など、教育省長官が定めた基準を満たす必要がある。
- (iv) 教育省に教育ローン債権の購入権限付与
- ・ 2003 年 10 月以降にオリジネートされた政府保証民間ローン(FFEL)債権を金融機関から購入する権利が教育省長官に与えられる。政府保証民間ローン(FFEL)債権の購入は、貸出金融機関を連邦教育ローンプログラムに留まらせることを目的とすることが条件となる。
 - ・ 教育省による債権買入価格は、財務省と協議の上、教育省長官が決定する。
- (v) 学業競争奨学金 (Academic Competitiveness Grant: ACG) と全米理科数学タレント奨学金 (The National Science and Mathematics Access to Retain Talent Grant: SMART) の変更
- ・ 学生が 5 年プログラムに在籍する場合は、5 年目も全米理科数学タレント奨学金の利用可能年に加える。
 - ・ 少なくともハーフタイムで在籍する学生は両方の奨学金の利用資格を認める。

⁵⁴ この教育機関ベースでの認定条項は当初 2009 年 6 月末までとされており、この期限を過ぎると個々の学生ベースで認定を受けなくてはならない。

- ・ 永住者にも両方の奨学金の利用資格を認める。

(2) 背景

この法律が施行された背景には、2007 年来のサブプライム問題や金融市場混乱の余波が米国教育ローン市場にも及び、教育ローン債権を担保とした証券化商品の組成が急減し、貸出金融機関が教育ローン債権を売却し融資資金を調達することが困難になっていたことが挙げられる。金融機関からは窮状を訴える声が多く上がり、例えば米国証券化フォーラム（American Securitization Forum）の副事務局長ドイチ氏と、全米証券業・金融市場協会（Securities Industry and Financial Markets Association：SIFMA）の専務兼上級副社長スヌーク氏が、2008 年 4 月 2 日付でバーナンキ FRB 議長とガイトナー NY 連銀総裁に書簡を送っている⁵⁵。書簡によると、政府保証民間ローン（FFEL）で融資される資金の 85% 以上は資産担保証券（ABS）市場等の市場機能を通じて調達されるが、市場環境は過去 6 ヶ月間厳しい状況にあり、政府保証民間ローン（FFEL）を担保とする ABS は、政府保証が 97% 付くトリプル A 格であっても、2007 年夏に比べてスプレッドが 100bp 以上（10 倍以上）拡大したと指摘している。バーナンキ FRB 議長も、2008 年 4 月 2 日の議会証言で「金融市場のタイト化の影響は、地方債や教育ローン等これまで市場混乱の影響がなかった分野にも及んでいる。」との認識を示した⁵⁶。

加えて、2007 年に施行された大学費用削減とアクセス法（College Cost Reduction and Access Act）が、政府保証民間ローン（FFEL）を手掛ける貸出金融機関の収益に対する逆風となった。2008 年 4 月 15 日の上院銀行委員会公聴会においてサリーメイの副会長兼最高財務責任者のルモンディ氏は、同法施行によりオリジネーションの度に損失が出ていると証言している⁵⁷。

このような流動性や収益性の問題に加えて、景気減速下では教育ローンの債務不履行リスクも高まることになる。そのため 2008 年に入ってから、民間教育ローンビジネスだけでなく政府保証民間ローン（FFEL）ビジネスから撤退する金融機関も増えていた。

こうした状況に対処するため、2008 年 5 月 2 日に FRB が Term Auction Facility（TAF）の適格預金取扱機関への入札額の引上げと、プライマリーディーラー向けに設定した Term Securities Lending Facility（TSLF）オークションの担保を拡大し、トリプル A 格の ABS も含めることを発表した⁵⁸。これにより金融機関は、トリプル A 格の教育ローン債権を担保に資金を調達できるようになった。しかし教育ローン市場では、進学目的の資金ニーズが高まる夏場を前に、金融機関が融資に応じられないリスクを危惧する声が強まっており、金融機関や教育機関等からは事態解決へ向けた更なる施策が求められていた。

⁵⁵ http://www.americansecuritization.com/uploadedFiles/ASF_SIFMA_TSLF_Request.pdf 参照。

⁵⁶ <http://www.federalreserve.gov/newsevents/testimony/bernanke20080402a.htm> 参照。

⁵⁷ http://banking.senate.gov/public/_files/OpgStmntRemondi041508SallieMaeJohn_Jack_RemondiSenateBankingTesti_.pdf 参照。

⁵⁸ <http://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/20080502a.htm> 参照。

(3) 影響

この法律施行と併せて教育省は、政府直接ローン (FDSL) の融資総額を 150 億ドルから 300 億ドルへと 2 倍に引き上げることも表明した。2008 年 6 月 18 日付の教育省長官の文書によると、これらの施策により、政府保証民間ローン(FFEL)に関わる約 2,000 の貸出金融機関のうち撤退を表明する貸出金融機関の増加ペースが鈍化し、一旦は撤退を決定したものの継続することを表明した機関が 2 社あったと述べている⁵⁹。

なお、この法律の一部は時限立法となっており、教育省による教育ローン債権購入権限については当初 2009 年 7 月までとされていたが、その後更に 1 年延長することが認められた⁶⁰。また、LLR ローンの利用認定手続きに関しても、教育機関ベースでの認定に関しては当初 2009 年 6 月末までとされていたが、その後更に 1 年延長することが認められた。

2008 年高等教育機会法の制定

2008 年 8 月、「高等教育機会法」(Higher Education Opportunity Act of 2008, Public Law 110-315, 2008 年 8 月 14 日署名)が承認され、連邦学生支援事業の根拠法である 1965 年高等教育法(Higher Education Act of 1965)が 10 年ぶりに大改正された⁶¹。1965 年高等教育法は連邦学生支援をはじめ連邦政府の主要な高等教育支援事業について定めた法律であり、時限法であるため数年に一度改正が行われる。今回の改正では給付奨学金の充実や教育ローン事業等について改正が行われたほか、授業料高騰の抑制策等についても新規に定められた。連邦教育省は学生・保護者が卒業までの授業料等を Web 上で推計できるシステムを開発すること、大学を設置形態別に 9 つに分類し、新入生の定価授業料・純授業料が高い上位 5%の大学と安い上位 10%の大学名を公開すること、過去 3 年間の授業料引き上げが大きかった大学から引き上げ理由・改善方策を提出させ公開すること等が規定された。また、連邦奨学金については申請書を簡素化した FAFSA-EZ を新たに設けること、内国歳入庁が保持する財政情報を活用するため連携を推進すること等が規定された。さらに大学とレンダーに対しては連邦教育ローンの信用回復のために行動規範を定めること、学生に公正で十分な情報を提供すること、金融教育を促進すること等が定められた。

2. オバマ政権の新予算案

オバマ政権は、2 月 27 日に公表した予算案で、連邦学生支援について、次のような画期的な提案をした。

⁵⁹ <http://www.ed.gov/policy/highered/guid/secletter/080618.html> 参照。

⁶⁰ H.R 6889 “To extend the authority of the Secretary of Education to purchase guaranteed student loans for an additional year, and for other purposes”による。

⁶¹ 連邦教育省ホームページ (<http://www.ed.gov/policy/highered/leg/hea08/index.html#dcl>) および連邦議会下院教育労働委員会ホームページより

(<http://edlabor.house.gov/higher-education-opportunity-act-of-2008/index.shtml>)。

なお、連邦議会での審議過程は連邦議会図書館ホームページ THOMAS で読むことができる。

(<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d110:1:./temp/~bdEo4A:@@L&summ2=m&|/bss/d110query.html>)

(1) ペル奨学金を権利 (entitlement) にする。これまでは擬似権利であり、予算案によって、最高額が決定され、これまでの実績などから推計されていた。これを毎年インフレ率+1パーセントのスライド制にする。2010年には最高5,500ドルとなる。

(2) 教育減税 (American Opportunity Tax Credit) (最高2,500ドル, 最初の2年間のみ) 推定39億ドル。生涯学習税クレジット (最高2000ドル) は推定25億ドル。

(3) 政府保証民教育ローンを廃止し政府直接ローン (FDSL) のみとする。政府保証がなくなり、代位弁済や金融機関への補助金がなくなることによって約40億ドルを節約し、その分を(1)や(3)に充てる。この背景には ECASLP で民間金融機関ローンの6割以上を政府が購入しているということがある。政府直接ローン (FDSL) の規模は63%も増加 (プレスリリース 09.6.17)。

(4) 政府直接ローン (FDSL) の規模は約5500億ドルで、4つの金融機関が入札に参加する予定 (プレスリリース 09.6.17)

(5) パーキンス・ローン (利率5%) を約10億ドルから60億ドルに拡大する。これまで高等教育機関が行っていた貸し付け、回収業務を政府が行う。(政府直接ローン (FDSL) との相違はキャンパスベースであること)

さらに、連邦学生支援申請書 (FAFSA) の簡素化 (FAFSA4Caster) を実施し、ウェブで受給資格が簡単にわかるようにし、連邦学生支援申請書 (FAFSA) のオンラインから内国歳入庁 (IRS) の情報も取得可能とした。また、内国歳入庁 (IRS) から得られない家計の財政データは連邦学生支援申請書 (FAFSA) の項目から削除することとした (Ed Press Release 2009.6.24)。

新予算の連邦学生支援の新提案に対する反応

- (1) ペル奨学金創設以来の大きな変更
- (2) サリーメイは回収などに特化すると声明
- (3) 金融業界は反対の声

なお、同予算案に基づく法律は、学生支援と財政責任法 (Student Aid and Fiscal Responsibility Act, HR 3221) として、下院は可決、12月現在上院で審議中である。

3. 所得にもとづく返還方式 (Income Based Repayment)

College Cost and Reduction Act of 2007 により所得に基づく返還方式 (Income Based Repayment) が創設され、2009年7月より実施された。要点は以下の通りである。

10年間、公共サービス職 (公務員, NGO, NPO など) に勤務すれば、ローンの返還は免除。

25年後に、ローンの残高があっても、一定の条件を満たせば、返還は免除。

返還額は、借り手の所得と家族人数による。

計算の基礎となる所得は、借り手のみで家族は含まれない。

対象となる連邦ローンは、両親の PLUS (学部生のプラス・ローン) を除くすべてのローン。

しかし、公共サービス職免除は政府直接ローン(FDSL)のみ。政府保証民教育ローン(FFEL)は、統合して政府直接ローン(FDSL)にすれば、公共サービス職免除の対象となる。

毎月の返還額が毎月の利子分より下回れば、その差額は政府が支払う。

所得に基づく返還方式(IBR)の利用には貸し手の同意が必要とされる(プレスリリース 09.7.1)